

本年分で差し引く居住用財産の買換え等の譲渡損失がある方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、前年分から繰り越された居住用財産の買換え等の譲渡損失額を本年分の所得から控除してもなお翌年以後に繰り越す損失額がある場合

【第一表】

確定申告書B用  
5ページ参照

種類欄の該当する  
項目の文字を○で  
囲みます。

※確定申告書B用  
5ページ参照

〇〇 税務署長  
30年 2月 16日 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0123

住所 〇〇市△△町X-XX-X  
個人番号 XXXXXXXXXX  
フリガナ コクセイ タロウ  
氏名 国税 太郎  
性別 男性 年齢 49 職業 会社員  
生年月日 49/11/16  
電話番号 XX-XXXX-XXXX

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	税金の計算	その他
事業等 ⑦	事業等 ①	医療費控除 ⑩	課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の④に対する税額又は第三表の⑤ 000	配当控除 ⑳	青色申告特別控除額 ⑤①
不動産 ⑧	不動産 ②	社会保険料控除 ⑫	上の④に対する税額又は第三表の⑤ 400000	配当控除 ㉑	基礎控除額 ⑤②
利子 ⑨	利子 ③	生命保険料控除 ⑭	復興特別所得税額 (⑤×2.1%) 0	配当控除 ㉒	基礎控除額 ⑤③
配当 ⑩	配当 ④	地震保険料控除 ⑮	所得税及び復興特別所得税の額 (⑥+⑦) 0	配当控除 ㉓	基礎控除額 ⑤④
雑給与 ⑪	雑給与 ⑤	寄附金控除 ⑯	外国税額控除 ㉔	配当控除 ㉔	基礎控除額 ⑤⑤
その他 ⑫	その他 ⑥	寡婦、寡夫控除 ⑰	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑧+⑨) 0	配当控除 ㉕	基礎控除額 ⑤⑥
総合課税 ⑬	総合課税 ⑦	勤労学生、障害者控除 ⑱	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑩+⑪) 0	配当控除 ㉖	基礎控除額 ⑤⑦
短期 ⑭	短期 ⑧	配偶者(特別)控除 ㉒	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑫+⑬) 0	配当控除 ㉗	基礎控除額 ⑤⑧
長期 ⑮	長期 ⑨	扶養控除 ㉓	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑭+⑮) 0	配当控除 ㉘	基礎控除額 ⑤⑨
一時 ⑯	一時 ⑩	基礎控除 ㉔	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑯+⑰) 0	配当控除 ㉙	基礎控除額 ⑤⑩
合計 ⑰	合計 ⑪	合計 ㉕	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑱+⑲) 0	配当控除 ㉚	基礎控除額 ⑤⑪
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑳+㉑) 0	配当控除 ㉛	基礎控除額 ⑤⑫
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉒+㉓) 0	配当控除 ㉜	基礎控除額 ⑤⑬
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉔+㉕) 0	配当控除 ㉝	基礎控除額 ⑤⑭
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉖+㉗) 0	配当控除 ㉞	基礎控除額 ⑤⑮
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉘+㉙) 0	配当控除 ㉟	基礎控除額 ⑤⑯
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉚+㉛) 0	配当控除 ㊱	基礎控除額 ⑤⑰
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉜+㉝) 0	配当控除 ㊲	基礎控除額 ⑤⑱
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉞+㉟) 0	配当控除 ㊳	基礎控除額 ⑤⑲
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊱+㊲) 0	配当控除 ㊴	基礎控除額 ⑤⑳
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊳+㊴) 0	配当控除 ㊵	基礎控除額 ⑤㉑
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊴+㊵) 0	配当控除 ㊶	基礎控除額 ⑤㉒
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊵+㊶) 0	配当控除 ㊷	基礎控除額 ⑤㉓
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊶+㊷) 0	配当控除 ㊸	基礎控除額 ⑤㉔
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊷+㊸) 0	配当控除 ㊹	基礎控除額 ⑤㉕
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊸+㊹) 0	配当控除 ㊺	基礎控除額 ⑤㉖
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊹+㊺) 0	配当控除 ㊻	基礎控除額 ⑤㉗
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊺+㊻) 0	配当控除 ㊼	基礎控除額 ⑤㉘
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊻+㊼) 0	配当控除 ㊽	基礎控除額 ⑤㉙
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊼+㊽) 0	配当控除 ㊾	基礎控除額 ⑤㉚
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊽+㊾) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㉛
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊾+㊿) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㉜
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㊿+ ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㉝
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㉞
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㉟
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊱
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊲
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊳
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊴
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊵
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊶
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊷
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊸
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊹
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊺
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊻
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊼
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊽
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊾
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑤㊿
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ( ) 0	配当控除 ㊿	基礎控除額 ⑥

マイナンバー  
(個人番号)を  
記入する必要  
があります。

明治・「1」  
大正・「2」  
昭和・「3」  
平成・「4」

〇黒字の場合…  
100円未満の端数を  
切り捨てた金額(黒  
字の金額が100円未  
満の場合は「0」)を  
記入します。

〇赤字の場合…  
金額の頭に「△」又  
は「-」をつけてそ  
のままの金額を記入  
します。

○ 記載手順については、「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の5ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあげる 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③



【第四表（一）】

平成 219 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 (損失申告用)

FA0054

住所 (又は事務所所在地)	00市△△町X-XX-X	フリガナ氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎
整理番号		一連番号	

第四表(一)

(平成二十八年分以降用)

1 損失額又は所得金額

所得の種類			区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④ - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額) ⑤9 5,226,000 円									
B 譲渡	短期	分離譲渡			円	円	②	円	⑩
		総合譲渡						円	⑪
	長期	分離譲渡			円	円	④		⑫
		総合譲渡						円	⑬
	一時								⑭
C	山林				円				⑮
D	退職					円	円		⑯
E	一般株式等の譲渡								⑰
	上場株式等の譲渡								⑱
	上場株式等の配当等					円	円		⑲
F	先物取引								⑳
									特例適用条文

2 損益の通算

所得の種類	① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額
A 経常所得	⑤9 5,226,000 円	第1 5,226,000 円	第2 5,226,000 円	第3 5,226,000 円	5,226,000 円
B 譲渡	短期 総合譲渡	⑥1	1	2	
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	⑥2 △	次	次	
	長期 総合譲渡	⑥3	通	通	
	一時	⑥4	算	通	
C 山林		⑥5	算	通	②
D 退職			⑥6	算	
損失額又は所得金額の合計額					⑦1 5,226,000 円

資産	整理欄
----	-----

【ご注意】

◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、第四表（一）と第四表（二）とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。



